

○千葉市特別職報酬等審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、特別職の報酬等の額について審議し、市長の諮問に答申する。

(諮問)

第3条 市長は、市議会議員の議員報酬の額又は市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬又は給料の額について審議会に諮問しなければならない。

(組織)

第4条 審議会は、委員 10 人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が委嘱する。

(1) 本市の区域内の公共的団体等を代表する者 5 人

(2) 学識経験者 5 人

(任期)

第5条 前条第 2 項第 1 号に規定する委員は、諮問のつど委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第 2 項第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる委員のうちから、委員の選挙により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、総務局で所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。